

在宅医療研修会・アドバイザー業務委託
企画提案公募公告

次のとおり企画提案を公募します。

令和6年2月28日

山梨県知事 長崎 幸太郎

【留意事項】

本企画提案公募は、年度開始前の契約準備行為であるため、本企画提案公募における受託者の選定は、令和6年4月1日に令和6年度予算発効時において効力を生ずるものとする。

また、令和6年山梨県議会2月定例会において、当該業務に係る当初予算が否決された場合は執行しないものとする。

なお、このことに伴い、プロポーザル参加者又は契約候補者において損害が生じた場合にあっても、県ではその損害について一切負担しかねる。

1 業務概要等

(1) 業務名

在宅医療研修会・アドバイザー業務

(2) 業務目的

県民が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療提供体制の整備が求められている。本業務は、在宅医療を実施する医療機関の増加を図るため、病院及び診療所を対象に、在宅医療の導入・規模拡大について研修会の実施、及び個別具体的な助言を行うアドバイザーの派遣を行う。

(3) 業務内容

別に定める「在宅医療アドバイザー業務委託企画提案仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 委託期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

(5) 委託料上限額

25,223,000円（消費税及び地方消費税額相当額を含む）

※ この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

2 企画提案の参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67

号)に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。

- (3) この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (4) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 医療制度を熟知する等、本委託事業を適切に履行できる者であること。

3 企画提案募集要項等の交付及び質問

- (1) 県ホームページからダウンロードすること。
- (2) 企画提案募集要項及び仕様書に関する質問は、企画提案募集要項を参照の上、電子メールにより行うこと。

期限 令和6年3月13日(水)午後5時

メール imuka@pref.yamanashi.lg.jp

4 企画提案への参加申込期限

令和6年3月13日(水)午後5時(必着)

提出は山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

5 企画提案書の提出期限

令和6年3月22日(金)午後5時

提出は県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

6 審査方法

在宅医療研修会・アドバイザー事業に係る企画提案審査会が企画書の内容により審査する。

7 企画提案に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨